

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款（2024年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を設定および変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）および附則6（離島についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	41.79	3.80
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	83.57	7.60
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	167.13	15.19
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	250.70	22.79
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	417.85	37.99
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	417.85	37.99
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	124.81	11.35
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	249.61	22.69
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	249.61	22.69
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	226.60	20.60

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	166.10	15.10
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	83.05	7.55
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	249.15	22.65
電力量料金		
1 キロワット時につき	8.58	0.78
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	226.60	20.60
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	166.10	15.10
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	83.05	7.55
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	249.15	22.65
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	9.23	0.84
夜間時間		
1 キロワット時につき	7.85	0.71
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	12.31	1.12
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	630.30	57.30
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	457.60	41.60

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金		
1キロワット時につき	8.57	0.78
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	630.30	57.30
19（接続送電サービス）（2）イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	457.60	41.60
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	9.21	0.84
夜間時間		
1キロワット時につき	7.85	0.71
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	18.90	1.72
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	706.20	64.20
電力量料金		
1キロワット時につき	2.08	0.19
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	706.20	64.20
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.26	0.21
夜間時間		
1キロワット時につき	1.88	0.17
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	13.66	1.24
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金	456.50	41.50
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき		
電力量料金		
1キロワット時につき	0.96	0.09

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	456.50	41.50
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.01	0.09
夜間時間		
1キロワット時につき	0.91	0.08
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	8.43	0.77
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	600.60	54.60
特別高圧で供給する場合	388.30	35.30
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.71	0.34
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	7.41	0.67
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	7.41	0.67
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	74.10	6.74
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	74.10	6.74
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	9.44	0.86
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	117.52	10.68

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	10.29	0.94
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	2.50	0.23
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	1.14	0.10
系統連系受電サービス		
系統連系受電サービス料金		
基本料金		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	93.04	8.46
電力量料金		
1キロワット時につき	0.29	0.03
系統設備効率化割引		
系統設備効率化割引単価		
系統設備効率化割引A単価		
22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ⅴ)a(a)の 場合		
系統連系受電課金対象電力1キロワット につき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電 所等）(1)の割引区分A-1の場合	34.02	3.09
別表2（系統設備効率化割引の対象変電 所等）(1)の割引区分A-2の場合	6.86	0.62
別表2（系統設備効率化割引の対象変電 所等）(1)の割引区分A-3の場合	3.43	0.31
22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ⅴ)a(b)の 場合		
系統連系受電課金対象電力1キロワット につき		
別表2（系統設備効率化割引の対象変電 所等）(1)の割引区分A-1の場合	34.02	3.09
別表2（系統設備効率化割引の対象変電 所等）(1)の割引区分A-2の場合	13.73	1.25

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 A-3 の場合	6.86	0.62
系統設備効率化割引 B 単価		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 B-1 の場合	46.77	4.25
別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電所等) (1) の割引区分 B-2 の場合	18.92	1.72

(2) 附則 6 (離島についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
系統連系受電サービス料金		
系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき		
特別高圧系統のある離島 (新潟県 佐渡島)	80.83	7.35
特別高圧系統のない離島 (山形県 飛島, 新潟県 粟島)	80.80	7.35